

第30回民間資金等活用事業推進委員会（概要）

日 時：平成25年5月29日（水）14:00～16:00

会 場：中央合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室

出席者：渡委員長、宮本部会長、伊藤委員、小林委員、佐藤委員、根本委員、野城委員、赤羽専門委員、石田専門委員、江口専門委員、酒井専門委員、土屋専門委員、野元専門委員、山際政務官、松山内閣府審議官

事務局：澁谷審議官、井上参事官、國松企画官、児玉補佐

議事概要：

1. ガイドラインの改定・策定について

- 宮本部会長から総合部会における検討結果について報告。詳細については事務局から資料1、資料2、資料3、資料4-2、資料5-1に基づいて説明。
委員からの主要な意見は下記のとおり。

<全般>

- ・(F委員) 大変画期的な内容。専門性を有する様々な公共調達にも是非活かしてほしい。

<公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（案）について>

- ・(J専門委員) 運営権者以外の第三者が運営権を設定した施設等を運営・収益するための権原として賃貸借を活用する場合、地方自治法上の縛りはないが、地方公共団体によっては、条例等で賃貸借の期間を限定しているところがある。したがって、この場合は賃貸借契約の更新が必要。特に地方公共団体において、運営事業が続く限りは更新が原則となるような運用をしてもらいたい。
→ ガイドラインの周知を地方公共団体に対して行う際に、その旨周知していきたい。
- ・(M専門委員) 債権流動化については、株式の流動化の記載に比べて記載のボリュームが少ない。今後、巨額かつ長期の事業が想定される中、プロジェクトボンドによる調達等、投資家の裾野が広がると思われるので、債権流動化も大切である点、ご留意いただきたい。
→ ガイドラインには必要最小限のこのみを書き、マーケットに任せるべきであるという御意見もあるため、現状の記載となっている。また、今も原則自由。今後、マーケットが拡大し、更なる対応が必要となった場合に、当該記載部分については拡充させることとしたい。
- ・(H専門委員) 運営権が設定された施設の第三者への使用・貸借に関して、実施契約を締結する時点で、権原を使用貸借権に求めるのか賃貸借権に求めるのかについて選択が可能な書きぶりにしてほしい。
→ 御意見を踏まえ、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（案）」p.19、6（1）2.（5）中、「例えば実施契約と併せて、賃貸借契約をあらかじめ締結し」とされていたのを、「実施契約と併せて、例えば賃貸借契約等をあらかじめ締結し」に修正し、「当該賃貸借権を権原として」を「当該賃貸借権等を権原として」に修正。
- ・(宮本部会長) 運営事業の実績がまだないこの段階でガイドラインの公表をすることにも議論はあったが、まずは指針を示すことが重要であり、今後の実施状況も踏まえて第二版として改定、策定する旨等も事務局で前書きに加えていただき、現時点で判明

している論点について公表することとした。

< P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン（案）について >

- ・（H 専門委員） 競争的対話のフローについて、対話終了宣言後に対話ができないわけではない点を確認してほしい。
→ 御理解のとおり。フロー図の中に「提案内容の詳細の確認」を追加した。

< 契約に関するガイドライン（案）について >

- ・（F 委員） 株式流動化は推進すべきだが、サービスの継続性担保の観点からどのような配慮をしているのか。
→ 事業者選定の前提とされた履行能力と同等の履行能力の確保が必要である旨等を記載。
- ・（M 専門委員） 管理者等と事業者の間で、事業契約の他にも合意事項について覚書等をもって確認する。ここのニュアンスを規定してもらったほうが事業は進めやすいとも感じるが、覚書等の取扱いはどうか。
→ 実務上、覚書等をもって確認することがあるということは承知している。実務上の取り扱いを尊重し、覚書等を排除する趣旨ではないという意味からも、特段の記載は不要と考えている。

2. PPP / P F I に係るアクションプランについて

○ 事務局から資料に基づいて説明。

委員からの主要な意見は下記のとおり。

- ・（E 委員） 基本的には素晴らしい。①従来型についても、従来以上に格段の努力が必要と明記してほしい。②建物の建て方、予防保全等の技術開発はサービス水準を維持しつつ VFM を高めるといった、いわゆる「省インフラ」を推進してもらいたい。③数値目標実現のためのガバナンスの仕組みが必要。
- ・（J 専門委員） このような意思表示は大変うれしい。実現に向けて、民間企業にならない5年位の短い期間の計画を作ってほしい。
- ・（F 委員） 大胆でよろしい。財政状況等を踏まえると、PPP / P F I の抜本改革が不可避であるという意識改革が公共・民間事業者等ともに必要であり、周知すべき。フォローアップに当たっては、様々な工程管理をきちんと行いつつ、事業者や学協会に提案してもらい、サービスの評価指標を作成する必要がある。
- ・（N 専門委員） 同感するところが多く、全面賛成。運営権等類型の解釈は柔軟にしてもらいたい。ただそう簡単に新しい仕組みで数字は積みあがらない。最初の事例を成功させることが重要。先進事例のフォローアップや検証をこの委員会でできたらいいと思う。
- ・（H 専門委員） 法改正の提案については、遠慮してなかなか言い出せない地方公共団体からも募れるよう、横断的なワンストップの調整体制の整備を行うべき。また複数省庁にまたがる事業について統一的な窓口があるといい。
→ 法改正については、アクションプランを推進する中で、関係者、国・地方公共団体から意見を聴取しつつ、必要な制度改正を議論していく。工程管理と合わせ、整理できた段階で委員会と相談したい。
- ・（宮本部会長） ①「サービス購入型」について、民間のノウハウを活かせるものは引

き続き推進すべきであるので、取組をやめてしまうという誤解の起こらないように配慮してほしい。②公的不動産を有効活用し、地方公共団体の収入源として考えるべきというのは非常に重要な流れ。③省インフラの絡みで技術革新により VFM を高めていくためにも、予算措置も少なく今まで着目されてこなかったような分野についても、健全なマーケットを育成していくという国としての方針も必要。

3. その他

○ 官民連携インフラファンドの機能を有する民間資金等活用事業推進機構設立のための P F I 法改正法案の国会審議状況について、委員会へ報告。

議論の後、渡委員長から山際政務官へ、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（案）」、「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン（案）」及び「契約に関するガイドライン（案）」を手交。

その際の主な発言は以下のとおり。

- ・（松山内閣府審議官） 成長戦略及び骨太方針の中でも、PPP/P F I に対する期待が非常に高まっている。本日頂いた御意見を受けとめて、アクションプランの実現に向けて引き続き取り組んでいくので、御指導をお願いしたい。
- ・（渡委員長） 政府には、今後の P F I 事業を展開するに当たっての指針を示した今回のガイドラインを国の実務上の指針として位置付け、P F I を強かに推進していただきたい。
- ・（山際政務官） 今までの P F I とは次元の違った民間の活力を最大限に活かした形で社会インフラの整備を行っていくためには、今回のガイドラインのような指針が必要。総理指示に従って作成されるアクションプランの下、事業の推進に当たっては、ガイドラインを活用させていただく。また、ガイドラインの今後のフォローアップ等について、引き続き御指導を賜りたい。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-1810